

## 原子力政策等の動きと福島県

- 主な原子力政策等の動きと福島県における対応 … 2
- 資 料
  - 「第二再処理工場」設置について … 7  
(福島第一原子力発電所共用プール設置関連)
  - 「三県知事提言」について … 8
  - 原子力政策円卓会議(第3回)議事録(抜粋) … 10
  - 当面の核燃料サイクルの具体的な施策について … 12
    - 日本のプルサーマル実施計画 … 14
  - 橋本総理大臣と三県知事懇談 … 15
  - 「エネルギー政策基本法」について … 16

## 主な原子力政策等の動きと福島県における対応

- 昭和 64 年 1 月 福島第二原子力発電所 3 号機原子炉再循環ポンプ損傷事故発生  
東京電力の対応の変化  
「部品回収全力」→「安全性が確認されれば未回収でも運転あり得る」  
『住民と事業者との安全性に対する認識にずれ』が問題になり  
県として 通報連絡体制の改善  
原子力政策の水平展開 を強く訴えた。
- 平成 3 年 9 月 福島県双葉町「福島第一原発の増設に関する決議」を可決
- 平成 5 年 4 月 福島第一原子力発電所共用プール設置の事前了解願を了承  
この際、通産省担当課長  
↓  
『2010 年頃を目途に第二再処理工場が操業開始するため、県内に使用済燃料が長期にわたって貯蔵されることはない。』と約束
- 平成 6 年 6 月 原子力委員会「原子力長計」を改定  
「2010 年頃に再処理能力、利用技術などについて方針を決定」
- 平成 7 年 12 月 高速増殖原型炉「もんじゅ」事故  
↓
- 平成 8 年 1 月 「三県知事提言」  
原子力政策の根本的な見直し
- 3 月 原子力委員会「原子力政策円卓会議」を設置（計 23 回開催）  
5 月 第 3 回原子力政策円卓会議（京都開催）に知事出席  
原子力政策の進め方  
政策決定プロセスの見直し

- 平成 9年 1月 原子力委員会「当面の核燃料サイクルの具体的施策について」決定
- 2月 当面の核燃料サイクルの推進に関する閣議了解
- 2月 通産大臣と福島県知事懇談  
コストを前面に出すと原子力発電は立ちゆかなくなると指摘
- 2月 橋本総理大臣と三県知事懇談  
総理よりプルサーマル計画の実施要請  
新しい体質で第2期の原子力政策を目指すべきと意見  
↓
- 7月 福島県「核燃料サイクル懇話会」設置（平成10年7月まで7回開催）  
「プルサーマルが危険ならばウランも危険」との認識
- 平成10年11月 福島県「プルサーマルの事前了解」  
MOX燃料の品質管理の徹底  
取扱い作業員の被ばく低減  
使用済MOX燃料対策の長期展望の明確化  
核燃料サイクルの国民理解
- 平成11年 9月 関西電力高浜3号機のMOX燃料品質管理データねつ造
- 9月 茨城県東海村でJCO臨界事故
- 12月 関西電力高浜4号機のMOX燃料品質管理データねつ造
- 平成12年 5月 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の制定
- 6月 原子力災害対策特別措置法の制定
- 11月 原子力委員会「原子力長計」を改定

13年1月8日 TV報道(全国)で、突然「東京電力はまず福島第一原子力発電所で4月から燃料全体の6%をプルサーマル用の燃料に交換し、5月から実施する計画である」と放送

2月6日 福島県知事、定例記者会見で、「事前了解後の様々な問題の発生により、県民理解は後退し、この状況は回復されていないことから、そういう状況ではない」旨を発言

2月8日 東京電力の新規電源開発の凍結方針発表  
新規電源の開発計画を抜本的に見直し、原則3～5年凍結  
原則として、全てが対象

2月9日 東京電力社長、「国策として進めるべき原子力発電については、今後とも計画通り推進」と発言



2月26日 福島県知事、定例県議会で、当該凍結方針の根底には「電力需給を巡る構造的な大転換の中で」一方的に打ち出されたものであり、「国は国の立場で、事業者は事業者の立場で考えるように、」県としてもエネルギー政策全般についてじっくり検討していく旨を表明

また、「当面MOX燃料の装荷はあり得ない」と表明

3月29日 東京電力、福島第一原発のプルサーマル計画の5月実施を断念

5月21日 福島県エネルギー政策検討会設置

5月31日 福島県『県民の意見を聴く会』を開催

## 「第二再処理工場」建設と

### 福島第一原子力発電所共用プール設置について

福島県は、平成5年4月の福島第一原子力発電所共用プール設置の事前了解に際し、『福島第一原子力発電所の使用済燃料貯蔵量が一時的に漸増するが、2010年頃予定されている第二再処理工場の操業開始後漸減する』という推移見込みについて、当時の通産省担当課長の確認を得た。

しかしながら、その1年後、平成6年原子力利用長期計画の策定において、国は、民間第二再処理工場の建設方針を遅らせるという方針を打ち出した。

#### 原子力長期計画における『第二再処理工場』についての記載

【出典；原子力委員会ホームページ】

#### 昭和62年長期計画

##### 第2部 各論

##### 第2章 原子力発電と核燃料サイクル

##### 3. 軽水炉使用済燃料再処理

『民間第二再処理工場については、……、2010年頃の運転開始を目途に、技術開発の推進等を総合的に進めるものとする。』

#### 平成6年長期計画

##### 第3章 我が国の原子力開発利用の将来計画

##### 6. 核燃料リサイクルの技術開発

##### (1) 核燃料リサイクル計画の具体化

##### 使用済燃料再処理

『民間第二再処理工場は、……、2010年頃に再処理能力、利用技術などについて方針を決定することとします。』

#### 平成12年長期計画

##### 第2部 原子力の研究、開発及び利用の将来展開

##### 第3章 原子力発電と核燃料サイクル

##### 3. 核燃料サイクル事業

##### 3-4. 軽水炉使用済燃料再処理

『六ヶ所再処理工場に続く再処理工場は、……、2010年頃から検討が開始されることが適当である。』

## 「三県知事提言」について

### 今後の原子力政策の進め方についての提言

平成 8 年 1 月 2 3 日

内閣総理大臣 橋本龍太郎 殿

福島県知事 佐藤栄佐久  
新潟県知事 平山 征夫  
福井県知事 栗田 幸雄

昨年（平成 7 年）1 2 月 8 日、高速増殖原型炉もんじゅで 2 次系ナトリウムが漏洩し、原子炉を停止する事故が発生した。

核燃料リサイクルの中核とされている高速増殖炉の安全確保の根幹にかかわる重大事故であり、また情報公開の方法など動力炉・核燃料開発事業団のその後の一連の対応にも適切さを欠いたことから国民全体にわが国の原子力開発のあり方に対する大きな不安と不信を与えている。

我々は、今回の事態を、もんじゅの安全技術論や立地自治体の地域問題にとどまらない、わが国の原子力政策における重大問題と認識する。

核拡散に対する懸念やプルトニウムの安全性への不安など原子力を巡る内外の関心がこれまでになく高まっている現状を真摯に受け止めるとき、事故の徹底した原因究明を踏まえつつ、高速増殖炉を中核とする核燃料サイクル（プルトニウム利用政策）の今後のあり方など原子力政策の基本的な方向について、これに密接に関連する諸問題も含め、これまでの経緯にとらわれることなく幅広い議論を行い、改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要であると考えます。

その際、複雑巨大な総合技術としての原子力技術の安全性を確保していくため、専門家の意見だけでなく、国民や住民の生活者としての意見や受止め方を十分踏まえたものとなるよう、その仕組みを検討することが必要である。

我々は、国がこうした状況を十分認識し、必要な取組みに進んで努めなければ、わが国の将来を左右する重要問題である原子力政策やエネルギー政策の展開について国民の理解と納得を得ることは困難であると考えます。

また、国民の理解と納得が必ずしも十分でない状況にあっては、これまでの原子力政策・エネルギー政策に大きく貢献し、現在も核燃料リサイクル計画から派生する様々な国策上の諸問題に直面している原子力関係自治体においても、今後、住民の理解と協力を得ることができず、かえって原子力行政に対する不安、不信を募らせるものと危惧する。

よって、我々は、以上のような基本認識に基づき、わが国の原子力政策の進め方について、下記のとおり提言する。

## 記

- 1 核燃料リサイクルのあり方など今後の原子力政策の基本的な方向について、これに密接に関連するプルサーマル計画やバックエンド対策（使用済み燃料の将来的な貯蔵保管のあり方、高レベル廃棄物処理問題等）に係る諸問題を含め、改めて国民各界各層の幅広い議論、対話を行い、その合意形成を図ること。

このため、原子力委員会に国民や地域の意見を十分反映させることのできる権威ある体制を整備すること。

- 2 上記の合意形成に当たっては、検討の段階から十分な情報公開を行うとともに、安全性の問題を含め、国民が様々な意見を交わすことのできる各種のシンポジウム・フォーラム・公聴会等を主務官庁主導のもと各地で積極的に企画、開催すること。

- 3 こうした手続きを踏まえた上で、必要な場合には次の改定時期にこだわることなく原子力長期計画を見直すこと。

また、核燃料リサイクルについて改めて国民合意が図られる場合には、プルサーマル計画やバックエンド対策の将来的な全体像を、これらから派生する諸問題も含めて具体的に明確にし、関係自治体に提示すること。

## 原子力政策円卓会議（第3回）議事録（抜粋）

日 時：1996（平成8）年5月31日（金）13：30～17：40

場 所：国立京都国際会議場 ROOM A

### 招聘者順次発言時の福島県知事の発言

栗田知事さん、あるいは新潟県の知事さんが、前々回、地方自治体の立場をかなり組織的にお話しいただきましたし、いただけるわけでございますので、私は8年間県政を立地地域の県民の立場でいろいろ考えてまいりまして、その体験したことやら、問題意識等について、3つ4つお話を申し上げたいと思います。

まず、福島県は水力発電所に始まって、電力の供給県でございます。そういう中で、残念ながら電力立地地域というのは大体過疎化していておりますので、何とか振興を図らなければならない。水力発電所のところもそうでございますが、そういう考え方の中で、確かに原子力発電所の立地地域というのは県民所得も上がっておりますし、税収の増加、あるいは立地自治体の財政規模も大きくなっておりますが、ここ20年たつて、ある町でこれは町の判断、町民の判断ですからよしあしは別にして、もう一つ地域があいているんで、もう一つ増設したいという話が出てまいりました。私は、これはその判断はよろしいのですが、発電所があつて、事業者、あるいは国も含めてその地域の振興をもっと別な形で恒久的に、20年間だけということではなくて、恒久的な振興が図れないかということで、今、真剣に考えておるところでございます。そういう中で、一つの例で、きょうはエネルギー確保の視点からお話をしたいという座長さんのお話でもございますので、県と地域の市町村と、それから事業者で火発を増設しようとしたときに、あるプロジェクトを組んで進めようとして、一つの振興拠点地域のプロジェクトとして掲げて電力会社さんも協力しようと、恒久的な振興策として進めていたはずなんです、プロジェクトに乗っかって進めようとした矢先に、それが本当かどうかは別にして、建設費の1%以上は問題であるというような、これは実態はわかりませんが、そういうことでストップをされたという経緯がございますので、この辺については、やっぱりエネルギー確保ということを考える場合、本当に恒久的な地域振興策をどう考えるかを考えていかなければならないと思っております。

それから二番目に、情報公開、あるいは連絡通報体制の問題ですが、福島県は64年1月に第二原子力発電所の3号機で事故がございました。事故そのものも大変なことでございますが、その後の経緯の中で私は基本的にここ5、6年の事業者さんのいかなる故障、どんな小さなことでもできるだけ早く連絡しようという姿勢なり考え方を十分わかっております。ただ、そこで非常に残念なのは、その後、美浜の事故を新聞で拝見し、それから「もんじゅ」の事故。事故そのものの大きさは大変な問題でございますが、その周辺の問題が、あのことが全然生かされていない。ある一事業者がやっても、全体的に生かされていないというのは、これは諸先生方も指摘したよ



うな、どこかに体質的な欠陥があるのではないかということを感じました。水平展開という言葉があるそうなのですが、残念ながら水平展開されていないと私は判断しております。

それから原子力発電所というのは周辺の住民にとって、あるいは立地地域の住民にとっては巨大技術でありますので、信用せざるを得ない存在なんです。信用したいし、信用せざるを得ない存在なんです。ですから、その信頼関係というのは本当に細い糸で結ばれておるんです。ですから、そこで少しでも技術的な観点から判断して、「ポーン」と住民の考えているようなことと全然違う世界の話になってしまうと、これはなかなか難しくなるわけでございます。これは住民との関係でございますが、使用済燃料のプールを広げたいという事業者の話がございました。私は、広げるのはいいけれども、いつ広げて、使用済燃料を持っていつてくれるのかということをお伺いしたんですが、そのコンファームを国のほうでやってもらいたい。国がいつ持っていくということを決めてもらいたいということでお約束いただきました。しかし、1年たたないうちにその約束は反故にされたわけございまして、これは県と国の問題でございますが、こういうことはやっぱり巨大技術で、確かに我々が立ち入る余地はないんですが、信頼関係の細い糸がそういうときにプツンと切れるということは非常に残念なことございまして、栗田知事さんのほうからもお話があると思いますが、バックエンド対策をはっきりどうするということが国で出てこない限り、これからの信頼関係は難しくなると思います。

最後にもう一つだけ。そういう意味で、原子力政策に対するその政策を決定するプロセス、政策をつくるプロセスの問題について、これは50年間、今と大体同じ形でやってきておられるんだと思います。委員長並びに委員の方は専門家で科学者で立派な方々ばかりでございますが、しかし、今、40年たって、ここで最高の政策決定をこの5人の方々だけで - - もちろん5人の方だけではないでしょうが - - こういう委員会でするのがいいのかどうかも含めて、この原子力政策の政策プロセスについていろいろ考え直す時期がきているのではないかと思います。 以上です。

#### 招聘者全員発言終了後の追加発言

きょうは子供さんがいないというお話ですが、私どもは50年、100年後に責任を持って動いておりますので、そういう意味では、子供の声も代弁してきているつもりでございます。

それから、バックエンド使用済燃料の問題ですね。この辺については、これは国も真剣に考えておると思いますが、事業者と都道府県、地方自治体に任さないで、基本的にしっかり考えていく。今、松井先生のほうから、例えば大都市圏の地下に、そういうものをつくってもいいのではないかといい夢のあるお話も出ましたので、そういうことも含めて、やっぱり国が前面に出て、真剣に考えていく。そして、方向づけをはっきりさせるということが必要でないかと、以上です。

【出典；原子力委員会ホームページ】

## 当面の核燃料サイクルの具体的な施策について

平成9年1月31日原子力委員会決定

当委員会は、昨年10月に決定した「今後の原子力政策の展開にあたって」に基づき、通商産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会の検討結果も勘案し、当面の核燃料サイクルの具体的な施策について審議を行った。

その結果、エネルギー・セキュリティーの確保と地球環境問題への対応の観点から、原子力発電は今後とも有力なエネルギー源であり、安全の確保と平和利用の堅持の大前提の下に、着実に開発利用を進めることが引き続き必要であること、また、我が国のおかれている資源的な制約や環境保護の観点から、原子力発電を長期に安定的に進めていく上で、核燃料サイクルを円滑に展開していくことが不可欠であることを改めて確認し、以下の通り当委員会の考え方を示す。

なお、当委員会は、今後とも核燃料サイクルの着実な展開に向けて、その進捗状況と状況の変化を的確に把握し、必要に応じ適切な場において評価・検討を行い、これらの結果については、平成6年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」の見直しをも視野に入れ、適切に政策に反映していく。

### (1) 軽水炉でのプルトニウム利用(プルサーマル)

再処理によって回収されるプルトニウムは、ウラン資源の節約と有効利用の観点から核燃料として利用するが、その際、国際的な協調の下、計画の透明性を確保し、余剰のプルトニウムを持たないとの基本的な方針を堅持する。

とりわけ、プルサーマルは、安全性、経済性の観点及び海外や「ふげん」での利用実績から、現時点で最も確実なプルトニウムの利用方法であり、原子力発電所を有する全ての電気事業者が共通の課題として取り組み、プルトニウムの回収見通しから、2010年頃までには全電気事業者が実施する必要がある。

具体的には、まず、海外再処理で回収されたプルトニウムを用いて2000年までには3～4基程度で開始し、その後、国内外でのプルトニウムの回収状況や個々の電気事業者の準備状況等に応じて2010年頃までに十数基程度にまで拡大することが適当である。

このため、国における基本的な方針の下、まず、電気事業者は全事業者に係わるプルサーマル計画を速やかに公表することが必要である。これを踏まえ、早急に、国及び電気事業者は、所要の準備等を促進するとともに、情報の公開や対話の一層の促進等地元をはじめとした更なる国民的な合意形成に向け、特段の努力を傾注していくことが重要である。

さらに国はプルサーマルの具体化等を勘案しつつ、東海再処理工場等を活用して、使用済混合酸化物(MOX)燃料再処理技術の開発を推進する。

## ( 2 ) 使用済燃料の管理

我が国は、発生する全ての使用済燃料を再処理することを基本としており、この観点から、六ヶ所再処理工場の建設を着実に推進する必要がある。

この再処理を行うとの基本の上に立って、使用済燃料は再処理されるまでの間、エネルギー資源として適切に貯蔵することが重要である。このため、いくつかの原子力発電所においては、当面の対策として、その貯蔵能力の増強を地元の理解を得つつ早急に実施する必要がある。

さらに、今後の使用済燃料の貯蔵量の増加を見通して、長期的な使用済燃料の管理に係わる具体的対応を図っていくことが必要であり、従来からの発電所敷地内での貯蔵に加えて、2010年頃を目途に発電所敷地外における貯蔵も可能となるような所要の環境整備について早期に結論を得るべく、関係省庁と事業者からなる具体的な検討の場を早急に設ける必要がある。

## ( 3 ) バックエンド対策

高レベル放射性廃棄物の処分については、原子力バックエンド対策専門部会の報告書が近くまとまる予定であり、その結論をも踏まえて研究開発を推進するとともに、高レベル放射性廃棄物処分懇談会での社会的・経済的側面を含めた幅広い議論を通じて、処分の円滑な実施へ向けた処分対策の全体像をできる限り速やかに明らかにするべく、一層の努力を傾注する。

また、原子力施設の廃止措置に関して速やかに所要の制度整備を進めることが重要であり、発生する放射性廃棄物の処分方策について、原子力バックエンド対策専門部会において検討を開始する。

## ( 4 ) 高速増殖炉の開発

長期的観点から実施している高速増殖炉の開発については、別に定めるとおり、高速増殖炉懇談会を設置し、「もんじゅ」の扱いを含めた将来の高速増殖炉開発の在り方について、幅広く検討を行う。

日本のプルサーマル実施計画（1997年2月22日決定）

電力会社	2000年まで	2000年代初頭	2010年まで	累計
東京電力	1999年 1基 2000年 1基	1基	0～1基	3～4基
関西電力	1999年 1基 2000年 1基		1～2基	3～4基
中部電力		1基		1基
九州電力		1基		1基
日本原電		2基		2基
北海道電力			1基	1基
東北電力			1基	1基
北陸電力			1基	1基
中国電力			1基	1基
四国電力			1基	1基
電源開発			1基	1基
合計	4基	5基	7～9基	16～18基

【出典；電気事業連合会ホームページ】

## 橋本総理大臣と三県知事懇談

日 時；平成9（1997）年2月27日 11：50～12：00  
場 所；首相官邸

### 発言の概要

#### 総 理

プルサーマル等核燃料サイクルを進める上で重要な時期に当たると考えている。  
国としてもきちんに対応するので、理解と協力をお願いしたい。  
地元、立地町の理解についても協力をお願いしたい。

#### 知 事

三県知事提言後、国が前面に出て国民の意見を反映させる真摯な取り組みについては評価する。

ここ、3、40年の原子力政策が第1期とするなら、新しい体質で原子力政策を進める、（具体的には）情報公開、政策決定への国民の参加する等、あるいは国が、本気で前面に出るなど、新しい意味での原子力政策を推進するという意味では、第2期のスタートラインに立ったと考えている。

第1期は、残念ながら場当たりの政策を進めてきた。

使用済燃料、廃炉の問題、約30万本弱ある低レベル廃棄物など、第1期の遺産とでもいうべきものを、しっかり国のほうで対応していただかないと、問題の解決は難しい。

【平成9（1997）年2月28日付け新聞各紙より引用】

## 「エネルギー政策基本法」について

### 1 議案提出者（議員立法）

亀井善之、甘利明、細田博之、伊藤達也（以上自民）  
河合正智、斉藤鉄夫（以上公明）、小池百合子（保守）

### 2 国会審議の経過

平成13年11月8日	衆議院提出（第153回国会）
平成13年12月4日	衆議院経済産業委員会に付託
平成13年12月5日	経済産業委員会において提案理由及び要旨説明
平成14年5月22日	経済産業委員会において法案及び一部修正案可決
平成14年5月28日	衆議院本会議において可決成立
平成14年6月6日	参議院経済産業委員会において可決成立
平成14年6月7日	参議院本会議において可決成立
平成14年6月14日	公布、施行

### 3 提案理由及び要旨説明（平成13年12月5日 甘利明議員）

#### 【提案理由】

エネルギーは国民生活の安定向上や、国民経済の維持発展に欠くことのできないものであり、エネルギーの需給のあり方は、地球温暖化問題を初めとして、地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすものである。このようなエネルギーの重要性に鑑み、これまでも時代の要請に即応して、石油危機対策、省エネルギー、新エネルギー、原子力開発など、エネルギーに関する法律は個別に整備されてきたところである。

しかし、これらの対策は個別の対応を規定したものであり、エネルギーの需給に関する施策について、長期的、総合的かつ計画的に推進するための基本方針等は法定されていないのが実情である。こうした事情に鑑み、エネルギーの需給に関する施策に関する基本方針を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定める必要があると考え、本法律案を取りまとめた次第である。

## 【要旨】

- 1 エネルギーの需給に関する施策についての基本方針として、安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用の三点を位置づける。
- 2 国、地方公共団体及び事業者の責務並びに国民の努力について規定。また、これらの各主体が、エネルギーの需給に関し、相互に協力するものとする。
- 3 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画を定めるとともに、毎年、国会にエネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。
- 4 国は、エネルギーに関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるように努める。

## 4 一部修正案の概要

- 1 安定供給の確保に関して、「エネルギーの需給に関する国際情勢」を「エネルギーに関する国際情勢」に改めること。
- 2 環境への適合に関して、「化石燃料以外のエネルギーの利用への転換」を「太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換」に改めること。
- 3 エネルギー基本計画に係る事項に関して、経済産業大臣は、エネルギー基本計画について閣議の決定があったときは、速やかに国会に報告しなければならないものとする。  
また、エネルギー基本計画に検討を加える期間を「少なくとも5年ごと」から「少なくとも3年ごと」に改めること。
- 4 エネルギーに関する知識の普及等に関して、国は、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるものとする。

【出典；衆議院及び参議院ホームページ】

## エネルギー政策基本法（平成14年6月14日法律第71号）

### （目的）

第1条 この法律は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

### （安定供給の確保）

第2条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに関し適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

2 他のエネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給については、特にその信頼性及び安定性が確保されるよう施策が講じられなければならない。

### （環境への適合）

第3条 エネルギーの需給については、エネルギーの消費の効率化を図ること、太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進すること等により、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネルギーの需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。

### （市場原理の活用）

第4条 エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、前2条の政策目的を十分考慮しつつ、事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネ



ルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。

(国の責務)

第5条 国は、第2条から前条までに定めるエネルギーの需給に関する施策についての基本方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に際しては、自主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体を実施するエネルギーの需給に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の努力)

第8条 国民は、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに新エネルギーの活用に努めるものとする。

(相互協力)

第9条 国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体は、エネルギーの需給に関し、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、エネルギーの需給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国会に対する報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、エネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

(エネルギー基本計画)

第12条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。

2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針
- 二 エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を、速やかに国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 政府は、エネルギーの需給をめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーの需給に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも3年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、エネルギー基本計画の変更について準用する。

7 政府は、エネルギー基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際協力の推進)

第13条 国は、世界のエネルギーの需給の安定及びエネルギーの利用に伴う地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資するため、国際的なエネルギー機関及び環境保全機関への協力、研究者等の国際的交流、国際的な研究開発活動への参加、国際的共同行動の提案、二国間及び多国間におけるエネルギー開発協力その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(エネルギーに関する知識の普及等)

第14条 国は、広く国民があらゆる機会を通じてエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるとともに、営利を目的としない団体の活用に配慮しつつ、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(経済産業省設置法の一部改正)

第2条 経済産業省設置法(平成11年法律第99号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 エネルギー政策基本法(平成14年6月14日法律第71号)第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に関し、同条第3項に規定する事項を処理すること。

第19条第1項第三号を次のように改める。

三 前三号に規定する事項に関し、経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べること。